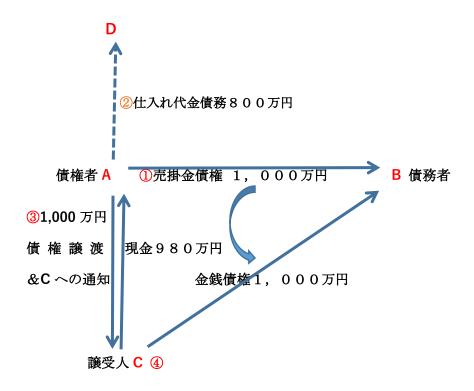
債権譲渡

用語の確認

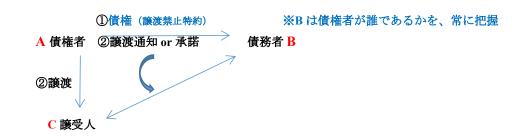
*民法466条から469条(第4節債権譲渡)での**債権**とは、証券的債権でない普通の債権です。令和2年改正前は、指名債権という文言でした。証券的債権では、債権者は証券の記載又は占有にによって変更され、特定されます。

これに対し、普通の債権(証券化されていない債権)では、債権者は、証書の有無に関係なく特定し、債権は、証書の記載や占有と関係なく、当事者の合意のみにより、移転します。

*対抗要件とは、権利を譲受けた者が、その権利を債務者や第三者に主張する ための要件です。債権譲渡の場合、譲渡人からの債務者への通知又は債務者の 承諾がこれにあたります。債務者に現時点での債権者は誰であるかを知らしめ ることにより、取引の安全を確保するためです。 債権譲渡とは、債権者が自分の持つ債権を、契約によって他人に移転することをいいます。 債権譲渡は、売買・贈与、代物弁済等で行われます。(民法 555 条・559 条・569 条参照)



- ① A (卸売業) は、取引先 B に対し1,000万円の売掛金債権を有しています。支払期日は 1月後です。
- ② Aは10日以内に Dへの仕入代金支払いのための現金800万円が必要ですが、手持の現金は、10万円です。
- ③ A はBに対する1,000万円の売掛金債権をCに980万円で売却(債権譲渡)し、譲渡した旨をBに通知し、すぐに980万円を現金で受領し、そのうち790万円と手持の現金10万円との合計800万円をDへの仕入れ代金の支払いに充てました。
- ④ C は売掛金の支払期日に B より 1,000 万円を受領します。 以上は債権譲渡の金融機能の例です。



第四節 債権の譲渡

(債権の譲渡性)

第四百六十六条 債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないと きは、この限りでない。

債権の譲渡性の原則を規定しています。

その性質がこれを許さない債権の例として教育指導を求める債権があります。学生や生徒が変われば指導 内容も大きく変わるからです。

法律が債権譲渡を禁止している場合もあります。年金給付を受ける権利・労災保険給付を受ける権利・生活保護を受ける権利等です。

2 当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示(以下「譲渡制限の意思表示」という。)をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。



譲渡制限特約があっても、債権譲渡は有効であることを規定しています。

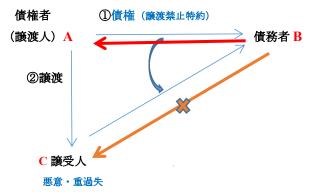
全面的に譲渡禁止する特約とか、譲渡する場合はあらかじめ債務者の承諾を必要とするとする制限特約をしても、原則として債権譲渡は有効です。譲受人 C は、対債務者対抗要件(通知承諾)を備えれば、債務者 B に履行を求めることができます。

原則をこのように定めたのは、譲受人 C を保護するためです。譲渡制限特約を知ることができない譲受人が、債権を有効に譲り受けられないとすれば、譲受人は不当に利益を害されることになります。

3 前項に規定する場合には、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。

譲渡制限特約が無意味ということではありません。譲受人Cが譲渡制限特約を知ることができない(善意)の譲受人である場合、債務者Bは原則どうり、債務の履行を拒むことはできませが、譲受人Cが譲渡制限特約がされていることについて知っていた(悪意)、または、知らなかったことについて重大な過失がある場合(重過失)には、債務者Bは譲受人Cへの債務の履行を拒絶できます。そして債務者Bは譲渡制限特約どうり、譲渡人Aに弁済や相殺をすれば債務を消滅させることができます。

なお、ここでの第三者とは、譲受人や質権者のことです。



4 前項の規定は、債務者が債務を履行しない場合において、同項に規定する第三者が相当の期間を定めて譲渡人への履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その債務者については、適用しない。

債務者 B は悪意の譲受人 C の請求に対しては譲渡制限特約に反した譲渡だから履行を拒絶すると主張し、他方で、譲渡人 A からの請求に対しては、譲渡人 A は債権譲渡によって債権者でなくなっているから履行をしないと主張できることになります。こうなると債務者 B は、誰にも債務を履行する必要がないというなります。これは不合理・不公平です。

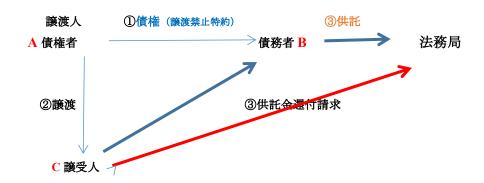
そこで民法は、譲受人 C に債務者 B に対して譲受人 C が定める期間内に、譲渡人 A への弁済をするように催告する権利を与えています。催告後期間内に債務者 B が譲渡人 A に債務を履行しない場合は、譲受人 C は債務者 B に対し自分に対し直接履行させることができるようになります。 C は B が履行すれば債権譲渡の利益を受けることができます。

なお A が債権の売主である場合 C に対して売主の責任を②譲渡と同時に負っています。

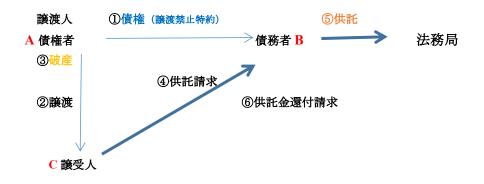
(譲渡制限の意思表示がされた債権に係る債務者の供託)

第四百六十六条の二 債務者は、譲渡制限の意思表示がされた金銭の給付を目的とする債権が譲渡されたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地(債務の履行地が債権者の現在の住所により定まる場合にあっては、譲渡人の現在の住所を含む。次条において同じ。)の供託所に供託することができる。

- 2 前項の規定により供託をした債務者は、遅滞なく、譲渡人及び譲受人に<mark>供</mark> **託の通知**をしなければならない。
- 3 第一項の規定により供託をした金銭は、<mark>譲受人に限り、還付</mark>を請求することができる。

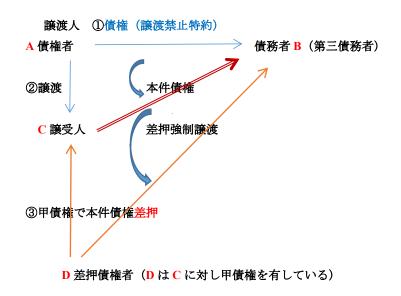


第四百六十六条の三 前条第一項に規定する場合において、譲渡人 A について破産手続開始の決定があったときは、譲受人 C (同項の債権の全額を譲り受けた者であって、その債権の譲渡を債務者その他の第三者に対抗することができるものに限る。)は、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかったときであっても、債務者にその債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託させることができる。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定を準用する。



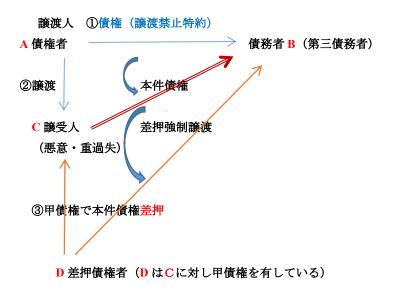
(譲渡制限の意思表示がされた債権の差押え)

第四百六十六条の四 第四百六十六条第三項の規定は、譲渡制限の意思表示が された債権に対する強制執行をした差押債権者に対しては、適用しない。



本条 1 項は(4 6 6 条の 4)、4 6 6 条 3 項は、適用しないとしている。債務者 B は<u>原則として</u> 差押債権者 D に債務を履行しなければならない。理由は私人間で差押え禁止債権を造らせない ためです。

2 前項の規定にかかわらず、譲受人 C その他の第三者が譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった場合において、その C の債権者 D が同項の債権に対する強制執行をしたときは、債務者 B は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもって差押債権者に対抗することができる。

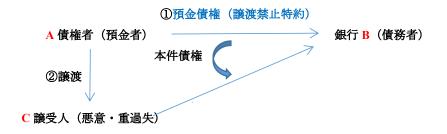


本項は1項の例外を規定している。

譲受人 C の差押え債権者 D は、譲受人 C が有する地位(悪意重過失の地位)を引き継ぐので、 譲受人 C 以上の権利が認められることはない。

(預金債権又は貯金債権に係る譲渡制限の意思表示の効力)

第四百六十六条の五 預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権 (以下「預貯金債権」という。)について当事者がした譲渡制限の意思表示は、 第四百六十六条第二項の規定にかかわらず、その譲渡制限の意思表示がされた ことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対 抗することができる。



預金債権とは、預金者が銀行等に預けた預金の払い出しを求める債権です。 ほとんどの場合銀行は、顧客との約款のなかで「この預金は譲渡することができない」といった内容の譲渡制限特約をおいています。譲渡制限特約がされる理由は、銀行は膨大な預金を債務者として引き受けているため、預金債権の譲渡が行われると債権者変更の手続に多大な時間と費用がかかります。また誤った預金の払出が起きたり、預金の引き出しや振込がスムーズに行われなくなることが考えられます。預金債権は譲渡にはなじまないといえます。譲渡しなくても預金を引き出して現金で払えばいいですし、ネットバンキングで振込むこともできます。

譲渡制限の意思表示の無効を対抗できるのは、譲渡禁止特約がされたことを知り、又は重大な 過失によって知らなかった譲受人ですから、譲受人が単に知らなかったと主張した場合問題にな りそうですが、今ではほぼ全ての金融機関で譲渡禁止特約が結ばれていますので、知らなかった としても重大な過失ありといえます。

2 前項の規定は、譲渡制限の意思表示がされた預貯金債権に対する強制執行をした差押債権者に対しては、適用しない。



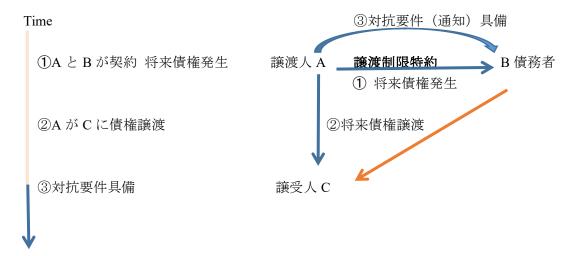
預金債権に譲渡制限特約は、ほぼ 100%ついています。A の債権者CがAのBに対する預金債権を差押え転付命令を得た場合、譲渡制限特約がされていても AB 間の①預金債権は裁判所の転付命令により、CB 間に強制的に債権譲渡されますから、差押え債権者C はB に直接請求できることになります。

(将来債権の譲渡性)

第四百六十六条の六 債権の譲渡は、その意思表示の時に債権が現に発生していることを要しない。

現に発生していない債権(将来債権)が、譲渡可能であることを規定した。 将来債権の例:医師の診療報酬債権を担保とした融資を受けるための将来債権の譲渡

- 2 債権が譲渡された場合において、その意思表示の時に債権が現に発生していないときは、譲受人は、発生した債権を当然に取得する。
- 3 前項に規定する場合において、譲渡人が次条の規定による通知をし、又は債務者が同条の規定による承諾をした時(以下「対抗要件具備時」という。)までに譲渡制限の意思表示がされたときは、譲受人その他の第三者がそのことを知っていたものとみなして、第四百六十六条第三項(譲渡制限の意思表示がされた債権が預貯金債権の場合にあっては、前条第一項)の規定を適用する。



③対抗要件具備後は、A は債権の処分権を失っている(債権者でなくなっている)といえるから、AB 間で譲渡制限の意思表示はできないことになります。

ですから対抗要件具備後に AB 間で譲渡制限の意思表示がされたとしても、B は譲渡制限の特約を C に主張(対抗)できないとした。

A は債権を譲渡した以上、譲渡制限特約の当事者となれない(なれるのは C)

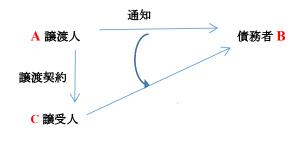
③対抗要件具備前に譲渡制限の特約の意思表示がされたのであれば、その効力を \mathbf{C} にも対抗できるとするのが適切と考えられます。

ですから対抗要件具備前に AB 間で譲渡制限の意思表示がされた場合は、譲受人 C その他の第三者がそのことを知っていたものとみなして 4 6 6 条 3 項 (悪意・重過失の譲受人等への履行を拒める規定) を適用している。

債務者対抗要件

(債権の譲渡の対抗要件)

第四百六十七条 債権の譲渡(現に発生していない債権の譲渡を含む。)は、 譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の 第三者に対抗することができない。



債権譲渡は譲渡人 A と譲受人 C との債権譲渡契約だけで成立します。ここでは債務者 B が債権が譲渡されたことを知らなくても債権譲渡は成立(債権の相対的効力)します。そして C は新しい債権者となります。この時点では B は A を債権者だと思っているはずです。突然見ず知らずの C から「私が新債権者だ」と言われても困ります。

民法は債権譲渡が成立しただけでは、C は B に対し債務の履行を求めることはできず、B は C から債務の履行を求められても、これを拒絶できるとしています。C は C に対して債務を履行すれば債務を弁済したことになります。

C が B に債務の履行を求めるためには、債務者対抗要件を備えることが必要です。 債務者対抗要件を備えるためには①「譲渡人 A が債務者 B に通知するか」②「債務者 B が承諾」 するかのいずれかが必要だと民法は定めています。

①「譲渡人が債務者に通知」

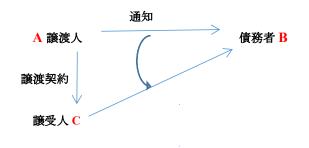
通知の方法は、口頭でも書面でも、債権が譲渡されたことが債務者 B に伝われば、形式は問いません。

通知は譲渡人Aから行う必要があります。

譲受人Cが「自分が新債権者になった」と通知しても対抗要件を備えたことにはなりません。 債権譲渡が行わていないのに、譲り受けたと嘘をつく可能性があるからです。

これに対して譲渡人 A が「債権譲渡によって自分が債権者でなくなった」と通知するときには、 自分にとって損となる通知をわざわざしているのですから、内容が嘘であると心配する必要はあ りません。?

B はその時点の債権者 A 本人から、債権を C に譲渡したとの通知を受けた場合、A は債権者であり、債権の処分権者ですから、その処分を従うしかない〈私〉。

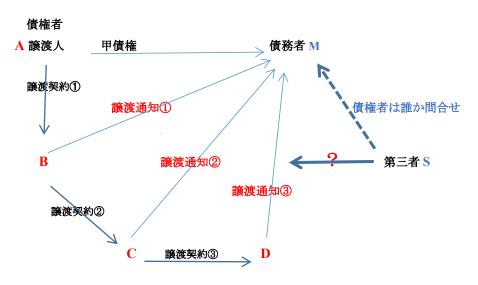


②「債務者が承諾」

承諾とは、債権譲渡が行われたことを何らかの理由によって知った債務者から「債権譲渡が行われたことを知っている」と表示することです。債務者自身が「債権譲渡が行われたことを知っている」と言っているのですから、それ以降、譲受人を債権者として扱うとし、対抗要件の1つと定めています。

債務者がする通知の相手方は、譲渡人でも譲受人でもかまいません。通知の場合とは異なり嘘をつく者がいるかもしれないということを考える必要がないからです。

譲渡人の債務者への通知、又は債務者の承諾の必要性



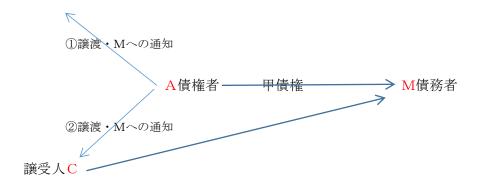
甲債権が A から BCD へと譲渡されています。 ABCDMS の中で、ある時点時点で債権者が誰であるかを正確に把握しているのは、M です。 ですからこれから甲債権を譲り受けようとする S としては、M に対して問合せをすれば、債権者についての正確な情報を得ることができます。

民法は債務者 M に債権者に関する正確な情報を集約させるために、「譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない(債権譲渡の効力を主張できない)。」と規定して債権者に速やかに債権譲渡の通知をするよう促しています。このようにして取引の安全を確保している訳です。

第三者対抗要件

2 前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者 以外の第三者に対抗することができない。

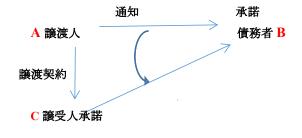




Aが甲債権を二重譲渡し、BCともに467条の対抗要件を備えています。この場合はBが先に対抗要件を備えていますのでBがCに優先して甲債権を取得します。しかし、ACM間で相談して②のAからCへの譲渡・Mへの通知日を①Bへの譲渡・Mへの通知より前の日に操作してしまえば、CがにBに優先して甲債権を取得したことにしてしまうことができます。これがまかりとうれば、Bはたまったものでありません。そこで民法は、譲渡人からの通知又は債務者の承諾を確定日付のある証書で行うものとし、対第三者対抗要件が備えられた時期を、当事者が後から操作できないようにしています。

(債権の譲渡における債務者の抗弁)

第四百六十八条 債務者は、対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。

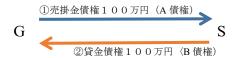


債権譲渡はAC間で行はれるが、これにより譲渡に関与していない債務者Bの地位が損なわれてはならないから、通知承諾という権利行使の要件が備わるまでに債権者Aに対して生じた事由の抗弁(主張)を譲受人Cに対しても対抗できる。

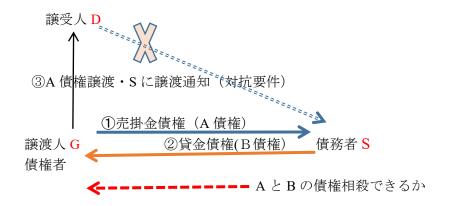
2 第四百六十六条第四項の場合における前項の規定の適用については、同項中「対抗要件具備時」とあるのは、「第四百六十六条第四項の相当の期間を経過した時」とし、第四百六十六条の三の場合における同項の規定の適用については、同項中「対抗要件具備時」とあるのは、「第四百六十六条の三の規定により同条の譲受人から供託の請求を受けた時」とする。

(債権の譲渡における相殺権)

第四百六十九条 債務者は、対抗要件具備時より前に取得した譲渡人に対する 債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる。



GとSは、互いに金銭債権をもっています。Sが②貸金債権の金銭100万円を貸付けたのは、仮にGが貸金を返してくれなくとも、GがSに対して有する①金銭債権(売掛金債権)100万円と相殺できるとの期待があったからでした。この期待を保護するのが本条です。

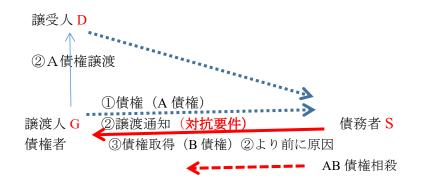


債務者Sは、対抗要件具備時より前に取得した譲渡人Gに対する債権(B債権)よる相殺をもって譲受人Dに対抗することができる。

2 債務者 S が対抗要件具備時より後に取得した譲渡人 G に対する債権 (B 債

権)であっても、その債権が次に掲げるものであるときは、前項と同様(相殺できる)とする。ただし、債務者が対抗要件具備時より後に他人の債権を取得したときは、この限りでない。

- 一 対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権
- 二 前号に掲げるもののほか、譲受人の取得した債権の発生原因である契約に 基づいて生じた債権



- 一 対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権の場合とは、例えば建築中の賃貸マンションが完成し入居者が入居した時の賃料(将来債権)が譲渡され、その後現実に発生することです。
- 二 前号に掲げるもののほか、譲**受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権**とは、例えば①債権 G (売主) と S (買主) が売買契約を結び、将来の代金債権が譲渡された場合において、反対債権として、目的物の契約不適合を理由とする損害賠償請求権をもって相殺する場合です。

但書は、債務者が対抗要件具備時より後に**他人の債権を取得**したときは、債務者は債権成立時 当事者でないから相殺の期待を持つことはありえないから、相殺できないとした。

3 第四百六十六条第四項の場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「対抗要件具備時」とあるのは、「第四百六十六条第四項の相当の期間を経過した時」とし、第四百六十六条の三の場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「対抗要件具備時」とあるのは、「第四百六十六条の三の規定により同条の譲受人から供託の請求を受けた時」とする。

参照文献 () 有斐閣ストゥディア民法4債権総論・日本評論社我妻.有泉コンメンタール民法会総則.物権.債権・勁草書 房民法総則.物権法・商事法務新しい債券法を読みとく・成美堂出版一問一答で必ず合格宅建士問題集・TAC わかって 合格る宅建士基本テキスト